監　査　報　告　書

令和２年５月２６日

社会福祉法人花輪ふくし会
　理事長　松　浦　　勉　　殿

監　事　黒澤隆三
監　事　北村幸男

私たち監事は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1)　理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2)　事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)第 2 条の 16 各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部管理体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3)　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則第 2 条の 33 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人あすの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

令和元年度決算監査に係る監事意見書

1. 業務の運営ついて

施設長等は所管する事業所等の運営にあたり、職員に目標を明確に示し、月次決算などの状況把握に努め、適宜軌道を修正するなど目標必達に向けた適正な管理態勢に変わりつつあります。この結果、監査にあたっても必要な数値・資料を整備しているほか、十分な説明を行うなど質の向上が感じられます。

なお一部の事業所について目標値を割る状況が続いていますが、次年度は是非黒字を達成されるよう期待します。

2. リスク管理ついて

(1) 服薬に係る事故の発生については、監査のたびに発生件数の削減を求めてきました。しかし、事故発生の都度改善策を検討し、改善に向けた取組みがなされているものの、発生件数(ヒヤリハットを除く)は前年度に比べ増加しています。その要因に改善策の策定に終始し、改善策自体が有効に機能しているかのチェックが不十分なことが挙げられます。

よって強いプロ意識を持ち、仕事(業務)に対する認識を改めるなど徹底を図っていただきますようお願いします。

(2) 鍵の保管管理については、本年度の中間監査で適正な取扱いを求めているところです。然るに利用者が夜勤職員のポケットからマスターキーを盗り事務室に侵入。公用車を運転し保護された事例が発生しています。
幸い交通事故等大事に至らなかったものの、憂慮すべき事態と言わざるを得ません。

ついては施錠可能なキーボックス、金庫等で厳重に保管するなどこれまでの取扱いを改め、適正な運用に努めるほか、周知徹底を図っていただくようお願いします。

以　上

令和２年５月２６日

社会福祉法人花輪ふくし会
理事長　松　浦　　勉　　殿

監　事　黒澤隆三　印

監　事　北村幸男　印